

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

多治見市長 高木貴行 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、下記の事項について誓約し、これらが事実と相違することが判明した場合は、契約の解除等、多治見市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、必要な場合には、多治見警察署長に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を多治見市長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、多治見市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱第3条のいずれにも該当する者ではありません。

【参考】

多治見市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱

（暴力団排除措置の対象となる個人又は法人等）

第3条 暴力団排除措置の対象となる個人又は法人等（以下「暴排措置対象法人等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 暴力団
- （2） 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している個人又は法人等
- （3） 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
- （4） 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用している個人又は法人等
- （5） 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
- （6） 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- （7） 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等